

# 一般財団法人東京学校支援機構契約事務要綱

常務理事決定

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本要綱は、一般財団法人東京学校支援機構財務規程（以下「財務規程」という。）第18条第2項に基づき、一般財団法人東京学校支援機構（以下「機構」という。）の契約事務を効率的かつ適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 機構が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務については、別に定めのある場合を除くほか、この要綱に定めるところによる。

(契約の原則)

第3条 機構の契約は、競争契約及び随意契約により行う。

- 2 競争契約は一般競争入札及び指名競争入札の手続き方法によるものをいう。
- 3 前項の指名競争入札及び随意契約を行う場合は、第24条及び第28条で定める場合に限り、これによることができる。
- 4 一般競争入札又は指名競争入札に付する場合において、この要綱で特に定める場合を除き、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を契約の相手方とするものとする。

(契約担当者等)

第4条 この要綱において契約担当者とは、契約に関する決定権限を持つ者をいい、当該契約に関する事務処理について必要な事項は別途定める。

(契約の相手方の欠格事項)

第5条 次の各号の一に該当する者は、特別の理由ある場合を除くほか、契約の相手方とすることができない。これを代理人として使用する者についてもまた同様とする。

- (1) 後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた者
  - (2) 破産者で復権を得ない者
- 2 前項の規定によるほか、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者及び東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第

5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）（以下、「暴力団関係者等」という。）の場合は、契約の相手方とすることができない。

3 機構は、指名又は契約した相手方が前項の暴力団関係者等に該当する者と判明した場合は、当該指名又は契約を解除することができる。

（長期継続契約）

第6条 機構は、業務運営上必要があると認められるときは、翌年度以降にわたる契約を締結することができる。

（小口・緊急修繕工事店の選定）

第7条 学校等の営繕工事を迅速かつ的確に実施するために、機構に登録された小口・緊急修繕工事店（以下「工事店」という。）の中から選定し、契約を締結することができる。

2 工事店の登録の条件及び業務、選定方法は、別に定める。

## 第2章 一般競争入札

（入札者の資格）

第8条 競争入札に参加できる者は、原則として東京都競争入札参加有資格者名簿に登載されている者とする。ただし、東京都から指名停止処分を受け、その期間が経過していない者は除く。

2 前項の規定に関わらず必要と認める場合は、履行実績等の信用実績を確認の上、東京都競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者を入札参加者として選定することができる。

（入札参加の禁止）

第9条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて契約の相手方としないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

（1）機構に対する契約の履行に際し、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者

（2）機構に対する入札に参加することを妨害し、又は契約手続若しくは契約の履行を妨害した者

（3）機構の検収又は監督等に際し、係員の職務を妨げた者

（4）機構に対する契約を正当な理由なくして履行しない者

（5）機構に対する入札にあたり、その公正な執行を妨害した者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (7) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (8) その他理事長が特に指定した事項に該当する者

(入札の公告)

第10条 一般競争入札により契約を締結しようとする場合においては、次に掲げる事項について、その入札期日(電子入札案件にあっては、入札期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から起算して期日10日前までに公告する。ただし、急を要する場合においては、入札に支障がない程度にその期間を短縮することができる。

- (1) 入札に付すべき事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札の日時及び場所(電子入札案件にあっては入札期間。)
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 電子入札案件である旨(電子入札案件の場合に限る。)
- (7) 開札の日時及び場所(電子入札案件の場合に限る。)
- (8) 前各号に定めるもののほか、入札に必要な事項

2 前項に定めるもののほか、理事長が特に必要があると認めるときは、別に入札者の資格を定めることができる。

(予定価格の作成、決定)

第11条 機構は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にして開札場所に置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあっては、同項の封書を開札場所に置くことに代えて、予定価格を電子入札システムに登録することができる。

3 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約においては、単価でその予定価格を定めることができる。

(入札書の提出)

第12条 機構は、入札の公告に示した場所及び日時に入札を担当する職員の指示に従って、入札者をして入札書を自ら入札箱に投入させるものとする。ただし、特にやむを得ないと認められるときは、書留その他郵便又は使者により入札書を送付させることができる。この場合において、入札書の入札箱への投入は、入札担当職員をして行わせなければ

ならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、入札書は、機構が指定する入札期間内に電子入札システムで指定する方法により送信させるものとする。
- 3 機構は、入札者の投入した入札書の書換、引換又は撤回をさせてはならない。

#### (開 札)

第13条 開札は、入札の場所において入札の終了後直ちに入札者の面前において行われなければならない。ただし、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせなければならない。

#### (入札の無効)

第14条 入札が次の各号の一に該当するときは、当該入札を無効としなければならない。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
  - (2) 所定の日時迄に所定の入札保証金を納付しない者のした入札
  - (3) 郵便若しくは使者により送付した入札書が、所定の日時まで所定の場所に到達しないもの
  - (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印がないもの
  - (5) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの
  - (6) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたものに係る入札
  - (7) 入札書の金額表示がないもの又は改ざんし、又は訂正したもの
  - (8) 入札価格に条件が付されているとき
  - (9) 機構が指定した入札書以外の入札書を使用したとき
  - (10) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
  - (11) 再入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする入札で、前回の最低額と同額又はこれを上回る金額で入札を行ったとき又は予定価格の制限の範囲内で最高の価格で入札した者を落札者とする入札で、前回の最高額と同額又はこれを下回る金額で入札を行ったとき認められるとき
  - (12) 入札を執行する職員の職務を妨害して入札を行った場合
  - (13) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの
- 2 前項の規定により入札が無効とされた者は、当該入札案件に関する再度の入札に参加することができないものとする。

#### (入札無効理由の開示)

第15条 機構は、入札を無効とする場合は開札に立ち会った入札者に対し、その面前で理由を開示して、当該入札が無効である旨を知らせなければならない。

- 2 電子入札において入札を無効とする場合は、入札者に対し当該入札が無効である旨及

び理由を知らせるものとする。

(再度入札)

第16条 開札の結果、すべての入札が予定価格の制限に達しなかったときは(最低制限価格を設けた場合は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)、直ちに再度の入札をすることができる。

2 再度の入札は、原則として2回以内とする。

(落札者の決定)

第17条 機構は、第3条第3項の規定に基づき、落札者を決定する。

2 落札者となるべき同価となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決めなければならない。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせなければならない。

3 前項の規定により決定した落札者が契約を締結しないときは、同価の入札をした他の者を落札者とするすることができる。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とするができる場合)

第18条 機構は、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者の当該申込に係る価格によっては、その物により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めた場合は、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするすることができる。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第19条 機構は、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めたときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするすることができる。

(最低制限価格の決定方法)

第20条 機構は、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、必要があるときは、最低制限価格を設けることができる。

2 前項により最低制限価格を設けようとするときは、予定価格の10分の7以上で、当該工事又は製造その他の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件

を考慮して、案件ごとに適正に定めなければならない。この場合、最低制限価格は、予定価格を記載した書面に併記する。ただし、電子入札案件にあつては第11条第2項の規定を準用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、最低制限価格の額に代えて、最低制限価格の算定方法を定めることができる。

(落札者名等の告知)

第21条 機構は、開札をした場合において、落札者があるときはその氏名及び落札金額を、落札者がいないとき又は再度の入札を行おうとする場合はその旨を通知する。

- 2 落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

- 3 電子入札において開札した場合に落札者があるときは、前項の規定にかかわらず、その者の氏名（法人の場合は法人名）及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に通知するものとする。

(入札経過調書)

第22条 機構は、入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の関係書類とともにこれを保存しなければならない。

(入札結果の公表)

第23条 機構は、入札終了後速やかに落札者名及び落札者金額について公表するものとする。

- 2 機構は、年間契約結果について、「東京都教育委員会所管東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準」に基づき公表する。

### 第3章 指名競争入札

(指名競争入札による場合)

第24条 次の各号に掲げる場合においては、指名競争入札に付することができる。

- (1) 工事又は製造その他についての請負、物件の売買等で、その性質又は目的が一般競争入札に適さないとき
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないとき
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき
- (4) 前各号に定めるほか、理事長が特に必要と認めるとき

(競争参加者の資格)

第25条 機構は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を原則として5名以上指名しなければならない。ただし、申込資格等を事前に公表し、入札参加希望者のうち当該申込資格等を満たす者を入札参加者として指名する希望性指名入札の場合は、別に定めるものとする。

- 2 前項の場合においては、入札の場所及び日付その他必要な事項を、その指名する者に通知しなければならない。
- 3 指名競争入札の結果、再度の入札を行った場合においても落札者が不在の場合において、さらに指名競争入札に付すときは、当該競争入札に参加した者を除外して指名しなければならない。
- 4 落札者が契約を締結しない場合において、さらに指名競争入札に付するときは当該落札者を排除して指名しなければならない。

(工事標準発注表)

第26条 機構は、工事を発注する場合において、別に定める工事標準発注表に基づき指名しなければならない。

(指名業者選定委員会への付議)

第27条 機構は、指名競争入札に参加させようとする者を指名するとき及び工事店を指名するときは、別に定める指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の議決を経なければならない。ただし、選定委員会の委員長がその必要がないと認める場合はこの限りでない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第28条 指名競争入札に関する必要な事項は、この章に別段の定めのある場合を除くほか、第2章の一般競争入札に関する第8条から第21条と、第5章の入札保証金に関する第33条、第34条及び第36条の規定を準用する。

## 第4章 随意契約

(随意契約によることのできる場合)

第29条 次の各号に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- (1) 緊急の必要により競争契約を行う暇がなく、契約手続きを行う必要があるとき
- (2) 不動産及び物品の売買、貸借、その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないとき

- (3) 競争入札に付すことが不利と認められるとき
  - (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき
  - (5) 競争入札に付し入札者がいないとき又は再度の入札に付し入札者がいないとき
  - (6) 競争入札で落札者が契約を締結しないとき
  - (7) 「東京都による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に示される障害者就労施設等から物品及び役務の提供を受ける契約、その他これらに準ずる契約として理事長又は理事長から委任を受けた者が認める契約
  - (8) 予定価格が250万円以下の工事又は製造請負契約若しくは委託契約をするとき
  - (9) 予定価格が160万円以下の財産の買入れをするとき
  - (10) 予定価格が100万円以下の物品の借入れその他の契約をするとき
- 2 前項第5号の規定により随意契約をする場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、入札に付するときに定めた条件を変更することはできない。
- 3 前項第6号の規定により随意契約をする場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ履行期限を除くほか、最初競争入札に付すときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合において、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(見積書の徴取)

第30条 前条第1項の規定により随意契約をする場合は、原則として2名以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 工事店と、前条第1項第1号の規定により工事の請負契約をし、又は前条第1項第8号の規定による工事請負契約又は委託契約を締結し行う小口修繕で、発注限度額250万円（消費税相当額を除く工事金額）未満で復旧できる工事を行う場合
- (2) 予定価格が30万円未満の売買等の契約を締結するとき
- (3) 特許、著作権等により、契約の相手方が唯一となる場合
- (4) 価格の定められた物件を買入れるとき
- (5) 機構が受託する業務について、当該業務の委託者から理由等を記載した書面をもって指定された者と契約を締結するとき
- (6) 適切な契約の相手方が特定の一人しかいないなど、前号のいずれにも該当しないと認められる場合
- (7) 理事長がその必要がないと認めるとき。

(予定価格の決定)

第31条 機構は、随意契約をするときは、第11条第3項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、軽易なもの又は契約の性質が予定価格の設定を要しないと認



められるものについては、これを省略することができる。

(随意契約の相手方の決定)

第32条 機構は、見積書を提出させたときは、予定価格の制限の範囲内で価格又はその他の条件が機構にとって最も有利なものをもって申込みをした者を随意契約の相手方としなければならない。

2 機構は、契約の性質又は目的から見積書を提出し難い場合の契約については、価格又はその他の条件が機構にとって最も有利なものをもって申込みをした者を随意契約の相手方とすることができる。

## 第5章 保証金

(入札保証金)

第33条 機構は、一般競争入札に契約を締結しようとする場合において、その競争に参加する者をして、その者の見積もる契約金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た金額とする。）の百分の三以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が過去2年間の間に機構、国（公団含む。）又は地方公共団体（地方公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を履行したとき。

(2) 指名競争入札によるとき。

(3) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(入札保証金の返還)

第34条 入札保証金は、落札者に対しては契約保証金の納付後、その他の者に対しては、落札者の決定後これを返還する者とする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、当該各号に定めるところにより入札保証金を返還するものとする。ただし、落札者以外の者に対してはこの限りでない。

(1) 第35条ただし書きの規定により、契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、契約の確定後

(2) 第38条の規定により契約書の作成を省略し、かつ第35のただし書きの規定により契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、第39条の規定による請書等の徴取後

(契約保証金)

第35条 機構は、契約を締結する者に、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が過去2年間の間に機構、国（公団含む。）又は地方公共団体（地方公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を履行したとき。
- (2) 随意契約によるとき
- (3) 契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、理事長がその必要がないと認めるとき。

（保証金に付する利息及び保証金の帰属）

第36条 前2条に規定する保証金に対しては、その受入れ期間につき利息を付さないものとする。

- 2 入札において落札者が契約を締結しないときの入札保証金及び契約の相手方が契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、機構に帰属するものとする。

## 第6章 契約の締結及び履行

（契約書の作成）

第37条 機構は、一般競争入札、指名競争入札により落札者が決定したとき又は随時契約により契約の相手方を決定したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、その記載を要しないものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息違約金その他損害金
- (9) 危険負担
- (10) 瑕疵担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法

(12) その他必要事項

2 機構は、前条の契約書の作成に際し、必要に応じてその標準となるべき書式を別に定める。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第38条 次の各号に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず契約書の作成を省略することができる。

- (1) 電気、ガス、水の供給若しくは公衆電気通信の役務の提供を受けるもの又は法令等の定めによりその必要がないもの
- (2) 契約金額が150万円未満のものをするとき。
- (3) 非常災害等により緊急に施行を要する工事又は契約金額が250万円未満で第30条第1号による工事等を発注するとき
- (4) 物件を売払う場合において、買受人が代金を即時に支払ってその物品を引き取るとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、随意契約による場合で理事長が特にその必要がないと認めるとき

(請書等の作成)

第39条 機構は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合においても、契約の性質上必要がないと認める場合を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴取するものとする。

(履行遅滞)

第40条 機構は、契約の相手方の責めに帰すべき事由により、契約の相手方が履行期限内に債務を履行する見込みがない場合においては、相当の期間に限り当該履行期限の延長をすることができる。

2 前項の場合において、機構は履行期限到来の日の翌日から履行が行われる日数に応じ、契約代金（工事又は製造その他についての請負契約にあつてはその既納部分（以下「既納部分」という。）又は買入契約にあつてはその既納部分があるときは、これらの部分を除く。以下同じ。）に年5パーセントの割合（年あたりの場合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）に乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）を遅延違約金として徴収しなければならない。

(目的物の引渡し)

第41条 機構は、検査に合格した契約の目的物の引渡しを受けようとするときは、検査完了の日をもって、契約の相手方から当該目的物の引渡しを受けるものとする。

(瑕疵担保責任)

第42条 機構は、契約の目的物の引渡しを受けた後、当該目的物に瑕疵があることが判明したときは、契約の相手方に相当の期間を定めて、代替品の提供若しくは当該瑕疵の修補を請求し、又は提供若しくは修補に代え若しくは提供若しくは修補とともに損害賠償を求めることができる。ただし、契約の性質又は目的により必要があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

(契約の解除)

第43条 機構は、契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 期間内に契約の履行を完了する見込みがないと認めたとき
- (2) 正当な理由がなく履行を遅延しているとき
- (3) 契約の解除を申し出たとき
- (4) 第5条又は第9条の規定に該当するに至ったとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認めたとき

(違反金の徴収)

第44条 機構は、前条の規定により契約を解除したときは、契約の相手方から契約金額の10分の1相当の金額を違約金として徴収できるよう約定しておかなければならない。この場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供がなされているときは、これをもって当該違約金に充当することができる。

## 第7章 監督及び検査

(監督)

第45条 契約が締結されたときは、契約の履行を確保するため監督員を定め、その履行の状況につき常督させるものとする。ただし、契約の性質又は内容が特に監督を要しないと認められるものについてはこの限りでない。

(監督員、検査員の任命)

第46条 理事長は、契約の履行について、監督を行う職員(以下「監督員」という。)及び検査を行う職員(以下「検査員」という。)を任命する。

- 2 監督員は、原則として、当該請負契約及び委託契約等を起工した職員をもって充てるものとする。

3 検査員は、総務部長が指名する。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第47条 検査員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督員の職務と兼ねることができない。

(監督又は検査を円滑に実施するための約定)

第48条 監督又は検査の円滑な実施を図るため、必要があるときは、当該契約の相手方に監督又は検査に協力させるために必要な事項を約定しなければならない。

(検査の実施)

第49条 機構は、請負契約、物件の買入又は役務の提供を受ける契約については、その受ける給付の完了の確認をするため検査員に必要な検査をさせなければならない。ただし、別に定める契約については監督員の報告に基づいて主管課長が行った確認をもって検査に換えることができるものとする。

(検査の原則)

第50条 検査員は、契約の履行について、契約書、仕様書その他の関係書類により、契約内容に適合しているかを確認しなければならない。

(検査調書の作成)

第51条 検査員は、検査を完了したときは、すみやかに検査調書を作成し、契約担当者に報告しなければならない。

(検査調書の作成を省略することができる場合)

第52条 検査員は、契約に係る給付の完了の確認を行うにあたって、当該契約(単価による契約にあつては、契約金額に給付を受けた1回の数量に乗じて得た額とし、また委託契約で、分割して履行されるものについては、一回の履行に相当する額とする。)が200万円未満の契約に係る検査調書の作成は、これを省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該内容に適合しないものであるときはその限りでない。

(検査合格の表示及び不合格品の引き取り)

第53条 検査員は、物品の買入に係る検査を完了したときは、合格品と不合格品とを区別し、合格品には合格の表示を行い、不合格品は契約の相手方をしてすみやかに引き取らせなければならない。

(補 則)

第54条 この要綱に必要な細則は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。